

# ねりまの文化財

## 最新発掘出土品展を開催

一〇月一八日～二月七日

練馬区教育委員会  
生涯学習課  
(文化財係)  
☎3993-1111 内線7141  
〒176 練馬区豊玉北6-12-1

一月一日から一月七日は、「文化財保護強調週間」です。

練馬区では、「最新発掘出土品展」と題して、最近の発掘調査で出土した遺物と寄贈品計九三点を公開します。展示資料が出土した遺跡は、大泉町二丁目に位置する八ヶ谷戸遺跡、東大泉七丁目の大泉井頭遺跡、関町北四丁目の川北遺跡、小竹町二丁目の小竹町二丁目遺跡です。

八ヶ谷戸遺跡では、第二次調査で出土した縄文中期の土器を、大泉井頭遺跡では第五次調査で出土した縄文中期と後期の土器、川北遺跡では区内では珍しい縄文中期の土器と江戸時代の陥穴の写真、小竹町二丁目遺跡では江戸時代以降のおもちゃや陶磁器などを展示します。

また、かつて練馬区に住んでいた考古学研究者の故高野進芳氏が収集し、区に寄

贈された縄文時代の石器、大型の石皿や打製石斧などもあわせて展示します。

八ヶ谷戸遺跡では二〇軒以上の縄文中期の竪穴住居跡が調査され、展示遺物のほとんどは住居跡から出土したものです。また、今回区内ではじめて出土した縄文時代の土でつくった耳栓(耳飾り)も展示します。

さらに、縄文土器に直接触れられるコーナーや展示解説会を催します。多数のご観覧をお待ちしております。

### ★開催期間

一〇月一八日(土)～  
一月七日(金)〔休館日、毎月曜、  
一〇月二十四日、一月四日〕

### ★開催場所

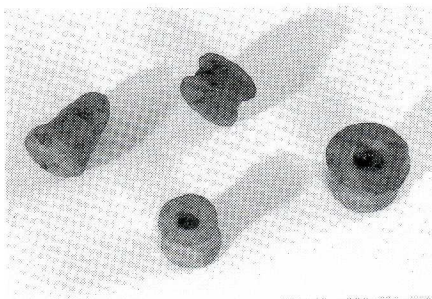
郷土資料室(石神井図書館地階)

### ★展示解説会(各約三〇分)

一〇月一九日(日) 午後一時  
一〇月三日(木) 午後二時  
一月三日(文化の日) 午後一時

### ★問い合わせ先

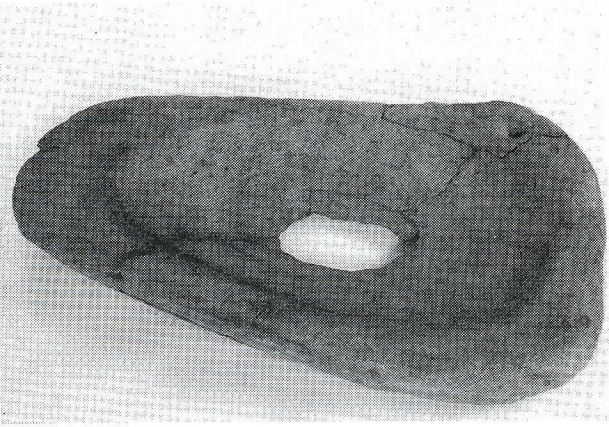
練馬区教育委員会生涯学習部  
生涯学習課 文化財係  
三九九三―一一一内線七二四一



耳栓 (八ヶ谷戸遺跡・大泉井頭遺跡)



縄文土器 (八ヶ谷戸遺跡・大泉井頭遺跡)



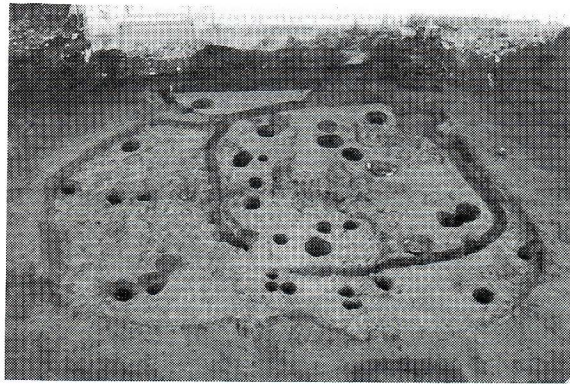
縄文時代石皿 (高野進芳氏寄贈品)

練馬区の遺跡 ①

白子川流域の遺跡

練馬区は武蔵野台地北西部に位置し、白子川、石神井川、中新井川が流れている。白子川沿いの遺跡は旧石器時代から近世まで三四箇所確認されている。これらの多くは台地縁辺に位置するが、近年川の氾濫原である低地での発掘調査によっても多大の成果がおさめられた。特に、外かく環状自動車道建設などの開発に先立って行われた発掘調査によって、低湿地遺跡が新たに発見された。

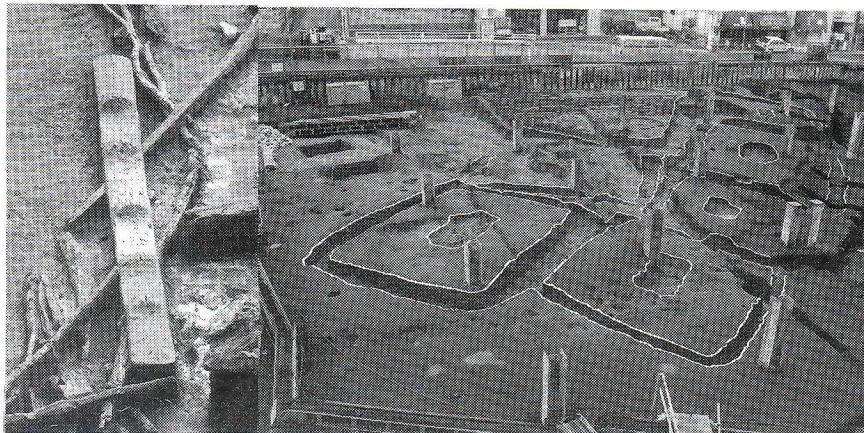
上流域は今でも湧き水があり、この周辺の台地縁辺に遺跡が分布する。大泉井頭遺跡(No.23)は東大泉七丁目にあり、



縄文中期から後期の竪穴住居跡が調査された。多数の縄文土器や石器の内、鼓形の耳栓(耳飾り)や重さが一キログラムもある大型の石棒(男根を模したものといわれる)が熱を受け赤くなって割れた状態で住居跡から出土した例は珍しい。大泉中島遺跡(No.157)は西からの流れと南からの流れが合流する低位段丘面にあり、大泉学園町二丁目に所在する。縄文後期初頭の竪穴住居跡と、旧石器時代の料理をした跡であろう礫群が調査されている。

弁天池低湿地遺跡(No.148)は東大泉三丁目の川の氾濫原に位置する遺跡で、縄文時代後期(約四〇〇〇年前)の竹カゴが貯蔵用の穴の中から出土した。低地部から河岸段丘面に位置する遺跡では、愛右下遺跡(No.150)、外かん道路関連遺跡(No.10)のひとつに丸山東遺跡がある。愛右下遺跡では、縄文時代の木製品や前期(五〇〇〇年前)の竪穴住居跡が発掘された。丸山東遺跡では弥生古墳時代の農耕具などの木製品の他、弥生時代の方形周溝墓群と古墳時代の竪穴住居跡などの遺構、遺物が多数検出された。特に、方形周溝墓の埋葬部分

(主体部)から鉄剣やガラス玉が出土しており、この地域の有力者が埋葬されていることが想定され注目される。丸山東遺跡対岸の台地縁辺、大泉町二丁目には比丘尼橋遺跡(No.6)、八ヶ谷戸遺跡(No.22)があり、縄文中期の竪穴住居跡や礫群が発掘された。前者では旧石器時代の水晶製のナイフ形石器が、ローム層から出土した。後者は縄文中期の住居跡が二〇軒以上重なりあって検出された。中期の土器や石器の他に、縄文時代初頭の黒曜石製石槍や、大泉井頭遺跡と同じ形の耳栓が出土した。現在でも湧き水がある清水山憩いの森の崖上に縄文早期(六〇〇〇年前)の竪穴住居跡が発見された。大泉町一丁目にある稲荷山遺跡である。この頃に特徴的な底が丸い形をした土器が出土している。また、穴の中で火を炊いた跡(炉穴)が検出された。



外かん道路関連遺跡 段梯子出土状態(左)・方形周溝墓群(中) 縄文時代石器・石製品(右上)、弥生土器(右中)、農耕具などの木製品(右下)

練馬区指定文化財紹介

御府内井村方旧記

ご ふ ない ならびに むら かた きゅう き

平和台にお住まいの内田岩松氏のお宅に、『天正十八年 御入国ヨリ御府内井村方旧記』という古文書が伝存しています。この『旧記』は、天正十八年(一五九〇)の徳川家康の江戸入府から文化一三年(一八一六)までの下練馬村、江戸府内の出来事などを聞き書きや実録で記した年代記で、平成八年二月に練馬区指定文化財になりました。

内田家は江戸時代には下練馬村の村役人である組頭を勤めた家柄で、表紙に「道寿、書き留め置く□□□、引き続き畦歩、留め置く者也」と記載があることから、『旧記』の執筆者は、内田家の敷善(号は道寿、一六九六〜一七八七)とその養子の丈右衛門(号は畦歩、一七三六〜一八一七)であることがわかります。敷善の晩年の一八世紀後半から書き始められたと推定され、敷善の死後も丈右衛門によって文化一三年(一八一六)まで書き続けられています。

下練馬村は、徳川家康の江戸入府直後に家康の直割領になり、その代官は板倉勝重でした。もともと信濃国筑摩郡内田村の出身で甲斐武田家の遺臣であった内田家が、板倉家の家臣となり下練馬村中

原(現在の早宮二丁目の一部)の陣屋を預かり下練馬村に居住するようになったことを『旧記』は伝えています。また、

板倉家が後に京都所司代に赴任した際、兄の内田隼人は板倉家とともに上京し、弟の孫右衛門が下練馬村の内田家を継いだことも『旧記』には記されています。文化一〇年(一八一三)頃から内田家は庭瀬藩主板倉勝資(勝重の子孫)に臣

下の礼をとっている記事もあり、内田家と板倉家のつながりの深さが窺われます。この『旧記』の記述に従えば、兵農分離の過程で、板倉家に従い京へ行き武士になる者が一族の中にいる一方、『旧記』を持つ内田家は下練馬村に土着し村

役人層になったこととなります。土着後、内田家が縁組を通じて、地元の有力者と関係を築いて行く様子も『旧記』から窺われます。

『旧記』は、下練馬村の出来事について興味深い事実を記しています。例えば、寛文一二年(一六七二)から延宝元年(一六七三)にかけて村民二五〇人が名主の不正を代官に訴え出した事件があったこと、寛政三年(一七九一)に村方騒動が起こり名主らが訴えられたことなどが

記されています。

また、元禄一〇年(一六九七)のくだりに「護国寺建つ、館林様御殿、当村に之有り候を引き移し建つ」という記事がみられます。館林様とは五代將軍徳川綱吉のことで、下練馬村にあった綱吉の御殿を護国寺に移築したということです。綱吉が將軍になる以前に下練馬村で病氣療養したという伝説が区内にあり、錦二丁目付近に御殿という地名も残っていました。綱吉の御殿が下練馬村にあったことは他の史料では今のところ確認されませんが、元禄一〇年に護国寺の本堂は新築されており、これらが他の建造物を再利用したものかどうかは不明です。しかし、少なくとも『旧記』の執筆

者が生活した一八世紀の頃には、綱吉が下練馬村に御殿を構えていたという伝聞があったことがわかります。

江戸府内など他地域の出来事についても『旧記』に記述があります。主に、大名家の廃絶、著名寺社の建立、地震や火事など災害、物価の騰貴や下落、打毀しや村方騒動について記されています。大部分が聞き書きかと思われませんが、明和二年(一七六五)一月の村方騒動のときには、敷善は川越まで息子の耕を差し遣わしています。村政に携わる立場から他地域の村方騒動とはいえ、他人ごとと思えなかったのではないのでしょうか。

内田家の『旧記』には作成理由を記した奥付などがなく、成立事情はよくわかっていません。実は他地域にも『旧記』が伝えられており、変動が激しい社会のなかで自家の歴史的位置を確認する作業として『旧記』が作成されたと指摘されています。内田家の『旧記』は、内田家の出自と下練馬村への土着化の過程から書き始められ、内田家が板倉家と関係を復活させるあたりで筆が置かれています。『旧記』は、内田家の歴史が始めと終わりに記述され、その間の部分に村や周辺地域の出来事が記されるという構成をとっています。変動する社会の中で内田家の位置を歴史的に確認したいという意識が執筆者にはあったと考えられます。



一月一日から七日は  
文化財保護強調週間です

昭和二十四年一月、法隆寺金堂の火災により世界最古の木造建築物に描かれていた壁画が灰塵に帰しました。この事件を契機として、翌年には文化財保護法が成立し施行されました。法隆寺金堂の修理が完了した昭和二十九年には、火災のあった一月二六日を「文化財防火デー」と定め、全国的に文化財防火運動を展開しています。同時に一月一日から七日を「文化財保護強調週間」と定め、この週間を契機として国民の一人一人が国民の財産として文化財を愛護するよう積極的に各種行事や広報活動を実施しています。昭和三四年には一月三日の「文化の日」を中心とした同じ期間を「教育・文化週間」と定め、わが国の教育および文化に関する国民の関心と理解を深め、その充実振興に資するため、各種行事を集中的に実施することとしました。「文化財保護強調週間」もその一環として、文化庁の主旨により毎年実施されています。

練馬区では、昭和六一年に「練馬区文化財保護条例」を制定、施行し、今までに一二件の文化財を登録、内三件を指定文化財としています。指定、登録文化財の他、路傍の石仏など、ねりまの歴史や民俗を伝える文化財が数多く現代に伝わっています。これらの文化財を守り、次の世代に伝えていくのはわたしたちの責務です。文化財の所有者や区が保存のための努力をするだけでは、ただ「もの」を残すだけになってしまいます。祖先が培ってきた地域の文化財は、そこに生活する市民に、土地の歴史を感じさせ、心の潤いを与えるものでもあります。こうした文化財が有する価値に地域住民が気づき、今の生活を文化的に向上させるよう住民が活用していくことも大切な保護活動です。

今年も一月一日から七日には全国各地で展示会や文化財愛護活動が行われます。区では郷土資料室で「最新発掘出土品展」を開催します。区役所文化財係や郷土資料室では「練馬区の文化財あんない」などを用意しています。この機会には是非、展示会の観覧や地域の文化財を散策するなどして、楽しみながら、文化財保護活動をしてみませんか。



文化愛護シンボルマーク

文化愛護シンボルマークは、練馬区文化財保護条例に基づき昭和六三年に設置された文化財保護推進員(現在一二名)により、日頃から地域の文化財を巡視したり、文化財保護の考え方を普及啓発する活動が行われています。平成八年度には、これらの活動に加え、路傍の石造物の調査を行いました。教育委員会では、平成三年と四年に「練馬の石造物 路傍編 その一・その二」を刊行していますが、刊行時から数年経ち町並みの変貌が年々著しくなってきたことから、その影響を受けやすい路傍の石造物について、現状を再度把握しておく必要があると考えました。

路傍の石造物の現況

文化財保護推進員の調査活動から

<新たに確認された石造物>

名称	所在地
馬頭観音	中村南2-17-4
新東京名勝選外16景 三池記念碑	石神井台1-26 公園内
水神社境内整備記念碑	石神井台1-26 公園内
地蔵 2体	石神井台6-1
廻国供養塔 延命地蔵 廻国供養塔	関町南3-1
富士講碑	貫井2-21-8

<移転した石造物>

番号	名称	移転先	旧所在地
5-1	庚申塔	豊玉中2-2-17	豊玉北4-10
12-1	庚申塔	中村1-15 南蔵院墓地	中村北2-21
45-1 45-2 45-3	大乗妙典供養塔 庚申塔 川流し地蔵	水川台3-24-4 光伝寺	水川台4-46
55-1	不動明王	桜台の内田氏宅	北町1-25
55-2	道標	北町1-38-15 北町児童遊園	
73-1	檀樹碑	春日町5-30	春日町3-35
82-1	馬頭観音	貫井2-1-16 関口氏宅	貫井2-1
94-1 ④-1	地蔵 馬頭観音	高松3-9-1 虚空蔵堂墓地内	高松3-13
98-1	庚申塔	光が丘6-14-8 八雲神社	高松5-10
13-1 13-2 130-3	題目塔 報恩塔 遠追供養塔	西大泉4-25-1	西大泉6-2

※番号は「練馬の石造物 路傍編」の掲載番号。

調査は「練馬の石造物 路傍編」をもとに、推進員が一基ずつ現況を確認しながら写真記録しました。その結果、もとの所在地から移動していたものが一五基、新規に確認したものが一〇基ありました。調査の結果は、今後の文化財保護などに役立てるとともに、区民の皆さんのお問い合わせに対応する資料として、文化財係に備えてあります。

今回ひととおり調査を終えたものの、区内に七〇〇基近くある路傍の石造物がたまたまいを変えてしまう可能性は、常にあります。地域の貴重な文化財を残していくため、また石造物に刻まれた歴史や祖先の思いを残していくために、その行方を見守っていくことが大切です。